

旧警戒区域内（富岡町）の駐車場に駐車したまま避難したために管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等が賠償された事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1及び申立人X 2（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| (1) 申立人X 2所有の乗用車（省略）の修理費用 | 23万3897円 |
| (2) 登録事項等証明書取得費用          | 1030円    |

#### 2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年7月2日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金23万4927円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項1記載の損害項目（同項2記載の期間に限り、また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月24日

(仲介委員 大野康博)